

議員案第5号

佐野市議会会議規則の改正について

佐野市議会会議規則の一部を改正する規則を次のように定めます。

令和2年12月18日提出

提出者	佐野市議会議員	篠原一世
賛成者	佐野市議会議員	若田部治彦
	〃	岡村恵子
	〃	鈴木靖宏
	〃	亀山春夫
	〃	横田誠
	〃	慶野常夫

佐野市議会会議規則の一部を改正する規則

佐野市議会会議規則（平成17年佐野市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

目次中	「第7章 議員の派遣（第158条） 第8章 補則（第159条）」	を	「第7章 協議又は調整を 第8章 議員の派遣（第 第9章 補則（第160
-----	-------------------------------------	---	--

行うための場（第158条）

159条）に改める。

条）」

第159条を第160条とし、第8章を第9章とする。

第7章中第158条を第159条とし、同章を第8章とする。

第6章の次に次の1章を加える。

第7章 協議又は調整を行うための場

第158条 法第100条第12項の規定による議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場（以下「協議等の場」という。）を別表のとおり設ける。

2 前項に定めるもののほか、協議等の場を臨時に設けようとするときは、議会の議決でこれを決定する。

3 前項の規定により協議等の場を設けるに当たっては、名称、目的、構成

員、招集権者及び期間を明らかにしなければならない。

4 協議等の場の運営その他必要な事項は、議長が別に定める。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第158条関係）

名称	目的	構成員	招集権者
議員全員協議会	議会又は市政に関する重要な事項の協議又は調整を行う。	議員全員	議長

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

理 由

協議又は調整を行うための場の規定を定めるため本規則を改正したいので提案するものです。

佐野市議会会議規則の改正案 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>目次</p> <p>第1章～第6章 (略)</p> <p><u>第7章 議員の派遣 (第158条)</u></p> <p><u>第8章 補則 (第159条)</u></p> <p>附則</p> <p>(新設)</p> <p>第7章 (略)</p> <p>第158条 (略)</p> <p>第8章 (略)</p> <p>第159条 (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第6章 (略)</p> <p><u>第7章 協議又は調整を行うための場 (第158条)</u></p> <p><u>第8章 議員の派遣 (第159条)</u></p> <p><u>第9章 補則 (第160条)</u></p> <p>附則</p> <p>第7章 協議又は調整を行うための場</p> <p><u>第158条 法第100条第12項の規定による議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場 (以下「協議等の場」という。)を別表のとおり設ける。</u></p> <p><u>2 前項に定めるもののほか、協議等の場を臨時に設けようとするときは、議会の議決でこれを決定する。</u></p> <p><u>3 前項の規定により協議等の場を設けるに当たっては、名称、目的、構成員、招集権者及び期間を明らかにしなければならない。</u></p> <p><u>4 協議等の場の運営その他必要な事項は、議長が別に定める。</u></p> <p>第8章 (略)</p> <p>第159条 (略)</p> <p>第9章 (略)</p> <p>第160条 (略)</p> <p><u>別表 (第158条関係)</u></p>

<u>名称</u>	<u>目的</u>	<u>構成員</u>	<u>招集権者</u>
議員全員協議会	議会又は市政に関する重要な事項の協議又は調整を行う。	議員全員	議長